

2018 年度 甲南大学法科大学院入学試験問題

専門論文試験
憲法・民法・刑法
(180分)

受験についての注意

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開いてはならない。
2. 問題は3ページである。印刷不鮮明、汚損等があれば申し出ること。
3. 解答用紙は、憲法、民法、刑法各1枚である。解答用紙には裏面もあるので注意すること。
4. 解答は、該当する科目の解答用紙を使用すること。解答用紙を誤った場合、その答案は無効となる。
5. 答案は、横書きとする。
6. 答案は、実線内の番号に従って書き進めること。
7. 答案は、黒ボールペン（但し、フリクション等の消せるボールペンは不可）または黒インクの万年筆で記入すること。これら以外で記入された答案は、無効となる。
8. 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直すこと。
9. 下書きには、問題冊子の余白を適宜利用すること。
10. 問題冊子は必ず持ち帰ること。

専門論文試験 憲法

【第1問】

以下の【事例】を読んで、〔設問1〕〔設問2〕に答えなさい。

【事例】

Y市内にあるA神社で、A神社の鎮座2000年を記念する大祭に係る諸事業の奉賛を目的とする団体（奉賛会）の発会式（以下、「本件発会式」という。）が行われた。Y市長であるBは、この式に来賓として招かれ、職員の運転する公用車を使って出席し、祝辞を述べた。式は休日に執り行われたため、公用車の運転職員には時間外勤務手当3000円が支払われた。

奉賛会の事業は、A神社の上記大祭を奉賛するものであり、本件発会式は、事業を遂行するために、その意思を確認し合い、奉賛会の発足と活動の開始を宣明する目的で開催されたものである。A神社には、初詣などで多数の参詣客等が訪れ、その周辺地域につき観光資源の保護開発及び観光諸施設の整備を目的とする財団法人が設けられるなど、地元にとって、A神社は重要な観光資源としての側面を有している。なお、本件発会式は、A神社内ではなく、市内の一般の施設で行われ、その式次第は一般的な団体設立の式典等におけるものと変わらなかった。

Y市の住民であるXは、上記時間外勤務手当の支払いが憲法違反であるとして、地方自治法所定の手続を経て住民訴訟を提起した。

奉賛（ほうさん）：神社・仏閣などの仕事を、つつしんで手伝うこと。

〔設問1〕 あなたがXの訴訟代理人である場合、本件訴訟において、どのような憲法上の主張を行うか、具体的に書きなさい。

〔設問2〕 設問1で述べられた憲法上の主張に対し、Y市側が反論するとすれば、その主張はどのようなものとなるか、書きなさい。

【第2問】

訴訟において他人の憲法上の権利（第三者の権利）を援用して違憲の主張ができるのは、どのような場合か、簡潔に説明しなさい。

専門論文試験 民法

【問題】

以下の【事例】を読んで、各〔設問〕に答えなさい。

【事例】

Aは、Bに対し、平成28年3月1日、500万円を、利息を支払うとの約定で、弁済期同年8月31日と定めて貸し渡した。なお、AとBは、利率を定めることはしなかった。Bは、Aに対し、今までに何らの支払をしていない。

〔設問1〕

AとBが締結した契約の契約名を挙げよ。その契約はどのような要件の下に成立するか、根拠条文を挙げながら説明し、その契約には成立要件の面でどのような特徴があり、そのために何契約といわれているかを述べよ。

〔設問2〕

Aは、Bに対し、平成29年2月28日時点において、どのような金員の請求ができるか。その法的根拠を挙げながら説明せよ。

〔設問3〕

Bは、①保証していた債務の債務者が突然所在不明になったため、債権者から保証責任を追及され、その支払がかさんだため、資金繰りが追い付かず、Aからの借入金を弁済期を過ぎても弁済できなかつたのであり、Bには債務不履行につき帰責事由が存在しない、②平成28年8月31日に近所で火災が発生し、Bの住居も延焼して全壊してしまったため、その事後処理に追われてAからの借入金を弁済期に弁済できなかつたのであり、Bの債務不履行は不可抗力によるものであると主張した。Bの上記各主張は、AのBに対する〔設問2〕の請求のうち、どの請求についての反論になるのか、Bの上記各主張は認められるのか、法的根拠を挙げて説明せよ。

専門論文試験 刑法

【問題】

以下の【事例】を読んで、XとYの罪責について論じなさい(特別法違反の点を除く。)

【事例】

X及びYは、深夜の繁華街を歩いていた際、VがXの背中に激しくぶつかりながら通り過ぎようとしたことに腹を立て、「ちょっと待て。」とそれぞれ声を掛けたところ、Vが振り向きざまに、Xの顔面をナイフで切り付けてきた。X及びYは、身の危険を感じ、こもごもVの顔面を手拳で殴打してVを路上に転倒させ(第1暴行)、ナイフを奪い、これを遠くに投げ捨てた。

Yはその場から立ち去ろうとしたが、Xは、Vが転倒したまま「馬鹿野郎。」と怒鳴って右手で上着のポケットの辺りを探っているのを見て、Vがまた刃物を取り出そうとしているものと勘違いすると同時に、怒りが込み上げてきたため、Vの頭部を、革靴を履いた足で数回力まかせに蹴り付ける暴行を加えた(第2暴行)。Yは、Xを制止することなく、2メートル程離れたところで佇立していたが、Vがぐったりとして動かなくなったのを見て、Xに対し、「おい、もうやめろよ。」と言ったことから、Xは、暴行を止め、Yと共に現場を立ち去った。

Vは、Xの第2暴行により、頭部に加療約7か月半を要する頭蓋骨骨折を負い、病院で治療を受けていたが、数日後、頭蓋骨骨折に基づく脳内出血により死亡した。